

地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画（案）

（名 称）広陵町地域公共交通活性化協議会

（代表者名）会長 山村 吉由

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

広陵町の公共交通は、町唯一の鉄道である近鉄田原本線の箸尾駅、バス路線としては、①広陵町の東部を南北に縦断する高田・平端線、②中央部を通過する高田・竹取公園行き、③西部を走る王寺・五位堂駅行き、五位堂駅・馬見丘陵公園行き、五位堂駅・馬見南二丁目行きがあったが、このうち、①東部地区を走る唯一の路線である高田・平端線は、利用者の減少によって平成 21 年 2 月末で休止となった。また、これ以前にも、南東部地域の路線バスが廃止になり、在来地域の交通弱者及び高齢者の交通手段の確保が最重要課題となった。

真美ヶ丘ニュータウン地域についても、路線バスは比較的充実しているが、公共施設の多くが在来地域にあるため、そこまでのアクセス手段が課題となっていた。

こうしたなか、廃止路線やバス運行休止路線地域を中心として、平成 21 年 4 月から、運賃無料のコミュニティバス「広陵元気号」の運行を開始した。当初は、前日までの予約が必要な「予約型乗合自動車」として運行していたが、平成 24 年 2 月には「定時定路線運行」に変更した。平成 25 年 2 月には運行ルート、ダイヤ、車両の見直しを行ったが、その後も更なる利便性の向上を望む声が多く寄せられていた。

また、路線バスについても、町内と大和高田駅を結ぶ上記②路線の利用者が減少し、維持が困難であるという状況を受け、平成 26 年 10 月からは赤字部分を関係市町で負担することで、運行を維持している。

このような状況を踏まえ、鉄道・バス・タクシーの各公共交通が連携して、まちづくりと一体となった公共交通の活性化に取り組むことが必要であると考え、本町の公共交通のマスターplanとなる「広陵町地域公共交通網形成計画」を平成 28 年 5 月に策定し、これに基づき、平成 28 年 10 月 1 日から広陵元気号を有料化したうえで本格運行を開始した。

今後も広陵元気号を運行していくうえで、大幅な運行赤字が生じることが想定されるが、高齢化の進行とともに、必要性もより一層高まることから、地域公共交通確保維持改善事業として実施する。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

広陵町地域公共交通網形成計画では、平成 26 年度の広陵元気号の利用者数 24,670 人に対して、平成 33 年度には 10% 増の 27,000 人を目指していたところ、平成 28 年度には 37,954 人であった。そのため、平成 29 年度には約 2% 増の 38,700 人を目指す。

(2) 事業の効果

①広陵元気号 中央幹線

本町の中央部を縦断し、隣接する近鉄大和高田駅から本町が組合立て実施している国保中央病院に連絡し、住民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。

②広陵元気号 北東部支線

本町の北部及び東部地域から隣接する近鉄大和高田駅のほか、公共施設やスーパーに連絡し、住民の通勤・通学、買い物等の日常生活に必要な移動が確保される。

③広陵元気号 西部支線

本町の西部地域から中心部である役場周辺拠点やスーパーに連絡し、住民の買い物等の日常生活に必要な移動が確保される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別表 1 のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表 2 のとおり（国の要綱が確定次第、添付する予定です。）

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社

6. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法

（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る）

該当なし

7. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

8. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別表 5 のとおり

10. 車両の取得に係る目的・必要性

従来の車両 3 台と予備車両 1 台は、走行距離が 10 万 km を超えているうえに、運賃収受のための必要な設備を備えていなかった。そのため、平成 28 年 10 月 1 日から開始した本格運行では、車両購入により運行サービス水準の向上が図られる。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
IC カードの対応や車椅子の乗車スペースを有する車両（一部は適応していない）を導入することで、利便性の向上が図られる。
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
別表 6、7 のとおり（別表 7 については、国の要綱が確定次第、添付する予定です。）
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
平成 29 年 6 月 9 日 第 16 回広陵町地域公共交通活性化協議会開催。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度歳入歳出決算について ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
15. 利用者等の意見の反映状況
○広陵町地域公共交通活性化協議会には、利用者代表として商工会、町議会、区長・自治会長会、老人クラブ連合会、婦人会より各 1 名、合計 5 名参加している。 ○以下のような公共交通に関するアンケート調査を実施した。 《住民アンケート調査》 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：15 歳以上の住民、2,500 人 ・調査方法：郵送配布、郵送回収 ・調査機関：平成 26 年 8 月 15 日～8 月 27 日 《広陵元気号利用者アンケート調査》 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：広陵元気号の利用者 114 人 ・調査方法：車内でアンケート配布、回収 ・調査機関：平成 26 年 8 月 15 日～8 月 27 日 《広陵元気号利用者アンケート調査》 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：広陵元気号の利用者 60 人 ・調査方法：車内でアンケート配布、回収 ・調査機関：平成 28 年 4 月 26 日～5 月 8 日
16. 協議会メンバーの構成
別紙委員名簿のとおり